

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第5項の規定に基づき監査をし、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

随時監査の結果に関する報告

1 実施方針

県の事務事業の執行に関する課題，予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や，社会的に大きな課題になっている事項について必要に応じ随時に監査を実施する。

2 監査の対象機関及び監査実施日

所管部局	監査対象機関名	監査実施日
土木部	都市局下水道課	令和2年3月23日
土木部	流域下水道事務所	令和2年3月23日

3 監査結果の取扱基準

事務事業の執行に著しく適正を欠き，是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし，指摘には該当しないが，的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については，注意事項とする。

4 監査の結果

下表の機関において指摘事項が認められた。

その他の機関においては，指摘及び注意に該当する事項は認められなかった。

(1) 指摘事項

所管部局・監査対象機関名		監査の結果
土木部	流域下水道事務所	固定資産について，定期的な実地照合を行わなかったこと，さらに除却した固定資産の一部を貸借対照表から除外せず誤った決算の整理をしていたことは適切でない。